相続税のあらまし

平成 27 年分用
税　務　署

○　この「相続税のあらまし」は、相続税の仕組みについて、簡単に説明したものです。
　相続税に関する詳細な情報等を確認したい場合は、国税庁ホームページの「相続税・贈与税・事業承継税制関連情報」【http://www.nta.go.jp/souzoku-tokushu/index.htm】（ホーム＞税について調べる＞パンフレット・手引き）をご利用ください。
○　相続税に関して一般的なご相談を希望される場合は、電話相談センターをご利用ください（最寄りの税務署に電話していただき、自動音声に従って「１」を選択してください。）。
　また、申告のための具体的な計算方法等について、税務署での面接による個別相談を希望される場合は、事前予約制とさせていただいております。あらかじめ税務署に電話で面接日時をご予約ください（自動音声に従って「２」を選択してください。）。

１　相続税とは

相続税は、個人が被相続人（亡くなられた人のことをいいます。）から相続などによって財産を取得した場合に、その取得した財産に課される税金です。

相続税の申告が必要となる場合には、被相続人の亡くなった日の翌日から10か月以内に、被相続人の住所地を所轄する税務署に相続税の申告書を提出しなければなりません。

２　相続税の申告が必要な人とは

被相続人から相続などによって「財産を取得した人それぞれの課税価格の合計額」（次ページの「３　相続税が課される財産」の価額から「４　相続財産の価額から控除できる債務と葬式費用」の価額を差し引いた金額）が、「遺産に係る基礎控除額」を超える場合、その財産を取得した人は、相続税の申告をする必要があります。

「遺産に係る基礎控除額」　＝　3,000 万円 ＋（600 万円×法定相続人の数）

※　「法定相続人の数」は、相続人のうち相続の放棄をした人があっても、その放棄がなかったものとした場合の相続人の数をいいますが、被相続人に養子がいる場合には、法定相続人の数に含める養子の数は、実子がいるときは１人（実子がいないときは２人）までとなります。

○「相続人」とは
民法では、相続人の範囲と順位について次のとおり定めています。
イ　被相続人の**配偶者**は、常に相続人となります。
ロ　次の人は、次の順序で配偶者とともに相続人となります。
（イ）　被相続人の**子**（子が被相続人の相続開始以前に死亡しているときなどは、孫（直系卑属）が相続人となります。）
（ロ）　被相続人に子や孫（直系卑属）がいないときは、被相続人の**父母**（父母が被相続人の相続開始以前に死亡しているときなどは、被相続人の祖父母（直系尊属）が相続人となります。）
（ハ）　被相続人に子や孫（直系卑属）も父母や祖父母（直系尊属）もいないときは、被相続人の**兄弟姉妹**（兄弟姉妹が被相続人の相続開始以前に死亡しているときなどは、被相続人のおい、めい（兄弟姉妹の子）が相続人となります。）

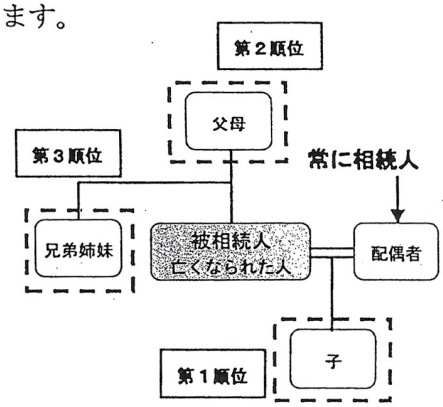

相続税の申告が必要？
～申告要否の簡易判定シート（平成27年分用）～

※　当シートは、「相続税のあらまし」と併せてご利用ください。

1　法定相続人の数（基礎控除額）の確認

法定相続人の数を確認して、基礎控除額の計算を行います。

①　被相続人（亡くなられた人をいいます。）の配偶者はいますか。
　いる場合は「1」を入力してください。

②　被相続人の配偶者以外の相続人の確認です。
　該当する場合は人数を入力してください。

[半角数字]
[　　]

子供はいますか？　→　はい　→　[半角数字] [　　] 人

いいえ

父母はいますか？
※　養父母も含みます。　→　はい　→　[半角数字] [　　] 人

いいえ

兄弟姉妹はいますか？　→　はい　→　[半角数字] [　　] 人

「いいえ」の方はこちら

①と②の合計人数
（法定相続人の数）
[　0　] 人

Ⓐ 基礎控除額
3,000万円＋（600万円×法定相続人の数）
[　3,000　] 万円

- 子供がいる場合の父母及び兄弟姉妹、子供はいないが父母がいる場合の兄弟姉妹は、入力しないでください。
- 上記②の相続人が、被相続人が亡くなる前に既に亡くなっている場合や養子がいる場合については、「相続税のあらまし」でご確認ください。

2　相続財産及び債務等の確認

相続財産等の価額を入力してください。　※　おおよその金額で結構です。

①　土地、建物、有価証券、預貯金、現金などのほか、金銭に見積もることができる財産　[半角数字] [　　] 万円

②　死亡に伴い支払われる生命保険金や退職金（一定の金額までは非課税となります。）　[半角数字] [　　] 万円

③　被相続人から生前に贈与を受けた財産
（相続時精算課税適用財産・相続開始前3年以内に取得した暦年課税適用財産）　[半角数字] [　　] 万円

④　借入金などの債務、葬式費用　△ [半角数字] [　　] 万円

Ⓑ 課税価格の合計額
[　0　] 万円

3　申告要否の簡易判定

「Ⓑ 課税価格の合計額」から「Ⓐ 基礎控除額」を差し引きます。

Ⓑ [　0　] 万円 － Ⓐ [　3,000　] 万円 ＝ Ⓒ [　-3,000　] 万円

Ⓒの金額がプラスになる場合は、相続税の申告手続が必要となる場合があります。

相続税には各種特例（小規模宅地等の特例、配偶者の税額軽減（配偶者控除）など）があり、申告手続を行うことにより適用を受けることができます。